

第3回文京区景観計画検討委員会 会議録

I 日 時 平成24年3月5日（月） 午後6：00～8：02

II 場 所 文京シビックセンター24階 区議会第1委員会室

III 出席者

<委員>清水泰博、伊藤香織、薩田英男、崎谷浩一郎、中村悟、杉浦友、鈴木富佐子、中村大亮、長谷川秀司、渡部敏明、手島淳雄、曳地由紀雄、小野孝道、高畑崇久、三縄毅、高橋豊、藤田恵子（計17名）

<事務局>中村、有坂、大塚（都市計画部計画調整課）

IV 欠席者

廣邊裕二、柳澤美樹子（計2名）

V 審議経過等

1 開会

事務局より開会の宣言。

2 委員長あいさつ

清水委員長よりあいさつ。

3 議題 （1）文京区景観計画（骨子）について

（事務局より資料第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、参考資料第1号の順に説明）

（1）文京区景観計画（骨子）について

○清水委員長 この景観計画（骨子）は、前回の検討委員会後に景観審議会やパブリックコメントなどのプロセスを経て作成されたものである。本日は、この骨子のまともに向けて議論していただきたい。ただいまの事務局の説明について、質問や意見などがあればお願いしたい。

基本方針8が大きく変わったが、これは区全体にかかるものであるということか。

○事務局 元々は、基本方針1～5は現行の景観基本計画を引き継ぎ、さらに基礎調査や意見交換会などでの意見を基に、基本方針6～8を新設した。ところが、基本方針5は区全域に共通するものであるため、改めて整理し、前回お示しした基本方針5を8とした。

○崎谷委員 基本方針は骨子をつくる上で非常に大事である。皆さんの議論により、「はじめに」に、「区民等が地域への愛着や誇りを持てる生き生きと暮らせるまちが形成されます。」が新たに記述されているが、これが景観を考える上で最も大事なことだと思っていて、それがp.35の基本方針8で具体的に述べられていると理解している。p.35の基本方針8②については、「屋外広告物」や「建物の色彩」などの言葉は、基本方針の

中に入れるには少し瑣末なものという印象を受ける。公共性や公益性に寄与する、若しくは、そういった意識を生み出す空間的な設え、社会的な仕組みづくりを積極的に行うということを記述した方が良い。

○清水委員長 ストリートファニチャー等について削除している項目もあるので、他と同じ調子で書いた方が良い。

○伊藤副委員長 今のことに関係する話だが、おそらく基本方針8②で表現しようとしているのは、周囲と調和するという事だと思ふ。しかし、最初に「屋外広告物」という具体的なものが出てきているために、②だけが違った印象を受けるのだと思ふ。p.38で書かれているような、建物の外観は公共のものであるという主旨の文章と絡めて表現した方が良い。

○清水委員長 二人の委員の言われている方向であると私も思うので、骨子に反映させていただければと思ふ。

○事務局 検討する。

○清水委員長 他にはどうか。ないようなら、私が疑問に思った点を質問したい。p.35の基本方針8が、p.38「景観形成の方向性」につながっているものとして位置付けているということであれば、p.38「調和のとれた市街地景観をつくる」は基本方針8②に、「地域の個性を尊重した景観をつくる」が基本方針8①に、「心地よい空間をつくる」が基本方針8③に当たっていると思ふので、順番を揃えた方が良い。また、「地域の個性を尊重した景観をつくる」と基本方針8①が若干意味合いが違ふと思ふので、揃えた方が良い。

○事務局 整理する。

○長谷川委員 p.2(3)①「区の魅力を生かした」という表現について、前回、「成熟」や「熟成」といった言葉の方が、「際立つ」よりも良いのではないかと意見を述べたことで、「生かした」という表現にさせていただいている。しかし、区の魅力をしっかりと認識した上で景観づくりを行っていくという視点が望ましいと思ふので、以前の「区の魅力を際立たせた」という表現の方が良いのではないか。

また、神田川は水面が非常に遠く、90年代のオーギュスタンベルクなども指摘しているが、親水性がないというのが問題である。親水性を高める工夫が必要ではないか。

○清水委員長 まずは、p.2の「区の魅力を生かした」という表現について、他に何か意見はあるか。

○崎谷委員 「際立たせ」は、受け取り方によっては「強化する」という意味で捉えられかねない。「生かした」という表現の方が違和感がないのではないか。

○長谷川委員 確かに「生かした」というと分かりやすいが、平凡な感じがする。また、逆に言うと開発に利用されることも危惧した。これからの景観を構築していく上で、しっかりと区の魅力を認識して、文京区の景観の魅力を全体として形成していくというニュアンスの方が良かった。

○清水委員長 事務局としての意図は何か。

○事務局 この委員会でも出たご意見だが、小学生でも分かるような表現を使うということで、「生かした」という言葉を使っている。また、都市マスタープランでも「生かした」という表現を使用しており、同じ表現を使用する方が効果的であることから、「生かした」という表現を使用することとした。

- 清水委員長 私も方向性を示すに当たって、あまり限定的にならない方が良いのではないかと思います。長谷川委員からご指摘があったが、現行の「生かす」ということで進めたい。もうひとつご指摘いただいた神田川の件だが、何か意見はあるか。親水性を高めるということであったが、これから次の段階で考えていくことなのではないかと思っている。今この文面の中に書くのは難しいのではないか。
- 薩田委員 p.17(4)で、「都市の骨格を形成する幹線道路と神田川」として、明快に2つの骨格を提示したのは良いことだと思う。しかし、幹線道路の記述は多いが、神田川については少ない。骨格として大事にするのであれば、文章をきちんと整理して、神田川においては、親水性や水辺空間を整備していくような内容の文言が入っても良いと思う。それから、幹線道路は、リード文に「遠くまで見通すことができる風景」とあり、その後に見通しのきく景観と見出しがあるので、整理すると良いのではないか。また神田川は、p.18のリード文及びp.19~20に、水に関することや地形を感じさせることについての記述があった方が良いのではないか。
- 清水委員長 今の薩田委員のご意見についてはいかがか。今の意見にもあったように、神田川がどういう魅力を持っているのかということが書かれていても良い。そのような方向で検討して欲しい。
- また、第2章などにおいて、概念的な内容と細かく具体的な内容が入り混じっている箇所があるので、整理した方が良い。
- 事務局 検討する。
- 清水委員長 他に意見はないか。
- 伊藤副委員長 p.28 基本方針1③について、「擁壁」という言葉にはネガティブなイメージがあると思う。文中に「石積擁壁」と書かれている箇所があるので、タイトルも「石積擁壁」とした方が良い。それから、p.13「地場産業が集積したまち」の景観形成上の課題で、規模の大きな集合住宅等が建つことによる圧迫感については、全区的な課題であるため、ここから削除したと説明されていたが、規模の大きな集合住宅等についての記述はどこかに入っているのか。
- 事務局 p.38の一般基準で、「大規模な建築物の建設又は建替え」について記述している。
- 伊藤副委員長 「大規模な建築物の建設又は建替え」の中に、集合住宅についての記述があった方が分かりやすい。
- 清水委員長 p.28については、擁壁が何故良いのかが分かるようにしておいた方が良い。また、p.38の集合住宅という文言は、例示的に加えるということで良いか。
- 事務局 検討する。
- 清水委員長 他に意見はあるか。
- 長谷川委員 小石川植物園は、文京区の真ん中であって、歴史もあり、緑も豊富である。事例の写真に東大などは入っているが、第1章に小石川植物園の写真がないのはどうかと思う。
- 事務局 小石川植物園は文言では出てきている。意図的に外したということではない。検討する。
- 清水委員長 p.35 基本方針8が、p.38「景観形成の方向性」につながっているものとして位置付けているとのことだが、「心地良い空間をつくる」の文中に、基本方針7の

内容を盛り込むと良いのではないか。基本方針として掲げておいて、基準に何も無いというのはよろしくないのではないかと考える。

○崎谷委員 委員長のご指摘のように、人々の活動も景観形成の方向性として重要なことであると思うので、入れることができれば、言葉として組み込んでいくのが良いと思う。

○清水委員長 基本方針7で書かれていることは、「心地良い空間をつくる」という内容の一部であると思うので、項目を増やすのではなく、続けて文面として入れていけたらと思う。

○中村(悟)委員 基本方針8を全て「景観形成の方向性」で受け継ぐというのは良いと思う。その大前提として、一般基準は区全体に適用されるということだが、この「景観形成の方向性」と景観づくりの基本方針1～8は、一体何が違うのかが今ひとつ分からない。つまり8つの基本方針は区全体のことをいっていて、「景観形成の方向性」はそれをもう一回まとめ直しているだけということか。

また、「景観形成の方向性」は概念的な内容で、その次の「配慮すべき事項」は、個別の敷地内についての内容であり、内容の落差が大きい。例えば、遠景・中景・近景で言えば、中景的な視点がここに必要ではないかという気がしている。

○清水委員長 景観特性があり、基本方針があり、そして景観形成基準になっていくという流れを、もう少し分かりやすくした方が良い。各章で同じ文言が散見される箇所があるので、一見すると同じことをいわれているように見えてしまう。他の委員はいかがか。

○小野委員 中村(悟)委員の話は、p.38の「景観形成の方向性」については基本方針8とイコールという形にして、その次の「配慮すべき事項」はいきなり具体的な内容となっているので、その落差をつなぐ中間的な文言を入れてはどうかということが良いか。

○清水委員長 そのような方向で修正をお願いしたい。

○事務局 検討する。

○中村(悟)委員 一般基準という区全域で守るべき基準があり、それに区の特性に応じた景観特性基準が上乘せされていくということだが、この景観特性基準の中で、例えば坂道基準はどの範囲まで適用されるのか。

○事務局 今のところは、坂道に面するところを考えている。

○清水委員長 そうすると、その奥にあるものについては適用しないということか。

○事務局 あくまでも道路等の公共空間から見える部分について配慮を求めることを考えており、道路に面しておらず、民地と民地がつながっているだけの部分について、配慮を求めることは難しいと考えている。

○薩田委員 文京区は坂道だけでは捉えられない地勢的な特徴が景観にかなり影響しているので、確かに民地の問題もあるが、少しそこに踏み込んだ表現がないと、景観を保持していくようにはならないと危惧している。道だけではなく、地形や地勢的な観点などを入れても良いのではないか。

○杉浦委員 p.28基本方針1⑤について、アイストップは坂道の沿道だけでなく、離れたところにもある。p.39の景観特性基準の坂道基準は、沿道のみが対象であるとする、坂道の景観を大切にするという趣旨からすればズレている気がする。

○清水委員長 他はいかがか。

○伊藤副委員長 近景・中景・遠景で言うと、中景の話であると思う。p.39について、坂道は等高線に直行しているものであり、坂道の沿道という、近景に関することである。

それに対し、中景に関することとして、等高線に平行する道から見える斜面地もある。景観特性で「地形」としているものを、景観特性基準で「坂道」だけに還元されてしまうのは、惜しいという印象を受ける。沿道だけでなく、視点場など他の考え方を入れると良いのではないか。規制はできないかもしれないが、理念・姿勢として書かれている方が良いかと思う。

○中村(悟)委員 先ほどの発言の意図としては、地形に関するだけでなく、p.40について、例えば幹線道路等基準はどこまで適応するのか、緑のまとまり基準はどの敷地まで適応するのか、つまり個別の敷地にどういう基準が被さってくるのか、景観特性基準の適用範囲をどう考えるかが重要であるということである。

○清水委員長 今の意見に対して、事務局で何かあるか。

○事務局 現段階では、骨子なので、大きな方向性を示すところで留めたいと考えている。

○清水委員長 「地形」は文京区の重要な要素であり、坂道沿道だけでなく、区全域にかかることである。低地と高台とでは同じ高さの建物でも見え方が異なる。

○小野委員 地形を景観としてどのように表現するかは、現実的に難しい。例えば斜面緑地であれば、開発時に極力残してもらいたいような工夫をすることなどができるが、地形の高低差については、現在区では絶対高さ制限について検討しており、スカイラインが揃うことで、坂の高低差が表現できることになるだろうと考えるが、そのようなことで良いのか。地形の高低差を生かすということを、具体的にどのようなことに求めていくのかが分からない。

○伊藤副委員長 私も今考え始めたところだが、p.40では、幹線道路に面している、緑地に面している一皮をイメージしていると思う。ここでは決まらないと思うが、例えば、ヨーロッパでよくあるような視点場をつくるなど、別の考え方を入れることが可能なのか。

○小野委員 視点場については、建物高さを大きく制限することになり、土地所有者の理解を得ていくのが難しいと考える。

○伊藤副委員長 確かにフランス等でやっているような厳しい制限が日本に馴染むとは思っていない。そこまで踏み込むという話ではなく、エリアの設定の際に、もう少し地形の考え方を入れていける可能性はないか。

○薩田委員 地形は人の営みの前提、基本としてあるものである。例えば、高低差があって水が湧き、そこに木が生える。北側の斜面と南側の斜面で霜柱の立つ環境が違うため、斜面の勾配が違ってくる。このような地勢的な観点で、文京区全体の地形を分析しているようなものがあれば良いのではないか。坂をどう捉えるかというときに、視覚的なことだけでなく、なぜ緩やかな坂と急な坂ができるのかなどについては、自然の地勢を分析しないと分からないし、緑・湧水・崖など文京区の大事な特性を捉えるためにも、あった方が良いのではないか。まずは景観を地勢的な捉え方で分析を行い、資料編として入れておいた方が良いと思う。

○清水委員長 他に意見などはないか。

○崎谷委員 p.51の坂道の矢印の太さはどのように設定されているのか。

○事務局 道の幅員に対応するイメージで作成した。

○崎谷委員 これはなかなか難しいとは思いますが、ひとつひとつの坂の特徴を入れ込むことができると、見て面白い図面になるのではないか。今後の課題としてほしい。

- 伊藤副委員長 東京全体が手のひらのように谷と山が入り込んでいるような地形をしていて、文京区はその中でも特徴的な地形をしていると思う。その上に人間の営みがあり、骨格である幹線道路や神田川が入ってきているような全体が見える図があった方が、骨格の意味しているところが分かりやすいと思う。近視眼的にならないように、全体を捉えることのできる資料を入れると良いと思う。
- 高橋委員 斜面地がどうしてできたのかというところまで遡って考えるべきかどうかは議論があるのではないか。江戸時代に現在の区の骨格ができ、住宅地になったということなので、江戸時代辺りまでの期間で良いのではないか。
- 薩田委員 場所の捉え方をどういう時間のスパンで見るとということと関係している。地震のことも含めて、太古の話が実は現実になるような問題もある。地形をしっかりと見つめておくということが大事だし、江戸時代の生活は自然に即したような生活なので、分析をすれば最も自然に即したような生き方が見えてくると思う。
- 清水委員長 薩田委員が言っていることは、膨大な資料を載せるということではないと考える。地形の成り立ちが述べられていて、その地形を利用して人の営みがあるということを理解することが、景観を考える上で重要であるということだと思う。何らかの資料はあって良いのではないか。
- 事務局 地勢的なものが、基準等にどういった形で結びつくのかが肝心であると考えている。それには地勢だけではなく、歴史を踏まえたような形で基準が語られるのが最も説得力があるものだと思う。地勢等について新たに調査する予定はないが、歴史的な背景などを文章として表現することは可能である。
- 薩田委員 文章よりも資料としてあった方が良い。
- 小野委員 基準は、ある程度規制をかける形で表現するしかない。景観形成基準が景観計画では重要な部分である。何故このような景観形成基準ができたかについて、良く理解してもらうために、文京区の地形の成り立ちや背景などが資料として表現されている方が分かりやすいということが主旨であるということか。
- 薩田委員 そうである。
- 清水委員長 では、そのような方向で検討していただきたい。
p. 42 の図について、地形を表現している図を加えると良いのではないかと思うがいかがか。
- 崎谷委員 これは模式図だが、グラフィカルに地形を表現するということか。最終的に景観計画を読む一般の方が、なるべく分かりやすく、景観とは何だろうとか、どう取り組んでいったら良いのかという事がすんなり理解される資料になることが最も良いと思う。景観特性基準が1枚の図で表現されているが、基準は6つあるので、図も6つに分けて表現するのはどうか。
- 清水委員長 色々な要素があるので、書けば書くほど一般の人には分かりにくくなりかねない。模式的で済ました方が良いかもしれない。
- 中村(大)委員 地形の高低差が鍵になっていると思う。グーグルマップや市販のものでも高低差図はあるので、そういうものを使っても我々には分かりやすいインフォメーションになると思う。
- 清水委員長 模式図の中に非常にリアルなものが入ってきてしまうので、バランスが悪くなってしまうかもしれない。

- 薩田委員 景観づくりの基本方針と景観特性基準をつなげて表現して、地形の上に景観特性が重なることで、文京区の景観の全体像ができていくということを視覚的に表現できれば、より分かりやすくなるのではないかと。描き方はお任せするが、大事なことかなと思う。
- 清水委員長 例えば景観特性基準が1枚になっているが、これをもっと分けるということか。
- 薩田委員 そうである。
- 崎谷委員 グラフィック的な見せ方で分かりやすくなれば良いと思う。
また、これまでの議論を踏まえると、p. 2の言葉の使い方について、「区の魅力」を「区の特長」と変えてはどうか。「区の特長を生かした景観形成を推進する」とすると、「際立たせる」という意味も込められると思う。
- 鈴木委員 「魅力」という言葉は、何も知らない人にとっては、ずっと入ってくる言葉である。「特性」といわれると、良いものも悪いものもある気がする。良いものを出していきたいということであれば、「区の特長」よりも「区の魅力」の方がインパクトがあり、一般の人にとって違和感がないと思う。
また、景観計画の流れが、途中でビジュアル的なものがなくなるので、分かりにくくなる。もしくは良く読まないと分からない。どこかで分かりやすくまとめることがあっても良いと思う。
- 崎谷委員 確かに「区の魅力」という方が前向きな気がして良いと思う。
- 清水委員長 やはり「魅力」の方が、一般的で区民の方がイメージしやすいと思う。これはこのままにしておく事にする。
- 伊藤副委員長 p. 42の図は概念図としてももう少し改良できると思うが、これはどのように基準が重なってくるかということを示しているのである。景観計画を策定する段階ではあって良いかもしれないが、骨子である現段階では、基準がどのように重なるのかを表す抽象的な模式図で良いのではないかと。あまり複雑にしない方が理解しやすいと感じている。
- 清水委員長 今回の骨子をまとめる段階では、現状のままとし、今後修正する必要があるのであれば、来年度検討することにした。
- 中村(悟)委員 p. 39の6つの景観特性基準を見たとき、例えば幹線道路基準の「景観形成の方向性」を見ていると、地形の話が出てこない。幹線道路で指定されている不忍通りは高いところから低いところへ流れており、坂道を兼ねている幹線道路である、また音羽通りや千川通りのような谷道である道路があつたりと、景観特性基準は地形と関係するところがある。その様な地形をどのように捉えていくかといったときに、6つの景観特性基準の関係性を示すようなことを検討してはどうか。
- 清水委員長 景観形成重点地区のことについては特に意見はないか。これは前回の景観審議会の際に決定されたもので、結果的には圧倒的な差で根津の「下町情緒が色濃く残る住宅地」に決まった状況である。
色々意見はあったが、本日の意見をできるだけ反映する形で検討し、後は私に一任いただくということで良いか。
- (異議なし)
- 清水委員長 引き続き来年度検討を行っていくと思うが、p. 42の図のこともあるし、今これをどちらが良いとはいえないので、若干継続する部分を残した形で進めたいと思う。

事務局より連絡事項はあるか。

○事務局 本日いただいたご意見については、委員長と調整の上、3月27日に開催される第4回景観審議会で審議していただく。また来年度の予定は、骨子を基に第3章の景観形成基準、第4章以降について議論していただき、景観計画（素案）を作成したいと考えている。次回の検討委員会の開催は、6月頃を予定している。

○清水委員長 本日はこれで終了とする。